

# 2014年度自己点検・評価報告書(シート)

## 【目標の進捗状況(達成度)評価・報告】(最終年度)

### 《大学》

担当(記述)部局は、 ☆印の箇所を記入してください。

### I. 評価項目・要素と担当部局

本報告書(シート)の自己点検・評価項目・要素と担当部局は次のとおりである。

対象部局	総合支援センター(学生活動支援機構)
大項目	11 教員・教員組織
中項目	
小項目	11.0.2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
要素	編制方針に沿った教員組織の整備 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)
小項目	11.0.3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
要素	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 規程等に従った適切な教員人事
小項目	11.0.4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
要素	教員の教育研究活動等の評価の実施 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性

### II. 目標の進捗状況(達成度)評価と報告【2014.4.30現在】

#### 《進捗状況(達成度)評価》

本項目において、2009年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定し、毎年度進捗状況(達成度)の自己評価を行っている。進捗状況(達成度)評価は、目標の2014年4月30日現在における進捗状況(達成度)の評価(2013年度1年間の活動評価ではなく、2014年4月30日現在で目標がどこまで進んだかの評価)であり、A、B、C、Dの4段階で行ったものである。A、B、C、D評価の基準は目安として次のようなものである。

- A : 目標実現のための計画や方策などを適切に実行し、目標を達成している。もしくはほぼ達成している。  
 B : 目標実現のための計画や方策などを概ね適切に実行しているが、まだ目標は達成していない。  
 C : 目標実現のための計画や方策などを実行しているが十分ではなく、目標は達成していない。達成にはまだしばらく時間がかかる。  
 D : 目標実現のための計画や方策などを実行していない。当然目標は達成していない。

2011年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗状況(達成度)評価				
		2009	2010	2011	2012	2013
1. 2012年度までにコーディネータ(期限付契約職員)を2人増員する。	コーディネータの計画人員確保の状況 評価基準: A→2人 B→1人 C→評価基準なし D→0人			B	A	A
2. 2012年度までにカウンセラー(嘱託職員)を2人増員する。	カウンセラーの計画人員確保の状況 評価基準: A→2人 B→1人 C→評価基準なし D→0人			A	A	A
3. カウンセラー、コーディネータの技能や資質向上のため、学会や学外の研修会に一人年1回以上参加する。	学会または研修会に年一回以上参加したカウンセラー、コーディネータの人数 評価基準: A→全員 B→8割以上10割未満の人数 C→6割以上8割未満の人数 D→6割未満の人数 ※8割、6割などの人数は、総数に8割もしくは6割を掛け、小数点第1位を四捨五入した人数を基準とする。 例えば、総数が11人の場合、11人×0.6=6.6人。6割以上は7人以上、6割未満は7人未満。			B	B	B
4. 学生支援相談室とキャンパス自立支援室で、それぞれ毎月1回『事例検討会』を実施する。	各室とも『事例検討会』を実施した月数 評価基準: A→10ヶ月以上 B→7～9ヶ月 C→5～6ヶ月 D→4ヶ月以下			B	B	B
5. 総合支援センター全構成員による『総合支援センター連絡会』を年10回以上実施する。	『総合支援センター連絡会』の開催回数 評価基準: A→10回以上 B→7～9回 C→5～6回 D→4回以下			C	C	C

☆

2012年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	2009	2010	2011	2012	2013
	→					
	→					

《進捗状況(達成度)報告》 担当(記述)部局は「指標」に基づいた報告をしてください。

上記で自己評価した目標の進捗状況(達成度)について、次のとおり説明・報告する。

目標1	A	<p>Do: 目標を達成するために、目標を設定した年度以降、どのようなことを、誰が、どのようにして、どれだけ取り組んできたか 2010年度の新中期計画として「教務部キャンパス自立支援課」と「学生部学生支援センター」の事務統合を提案したが、その計画の中に2012年度以降西宮上ヶ原キャンパスと神戸三田キャンパスにおけるコーディネータ(期限付契約職員)を各2名配置することが承認されたため、これに基づく人事申請によって配置することとなった。</p> <p>Check: 結果はどうであったか。良かった点・効果が上がった点は何か。課題・改善点は何か コーディネータを各キャンパス2名配置する際、採用時期を重ならないよう配慮し、業務の継続を維持できるようになった。ただし、身体に障害のある学生支援方法は定着してきているが、発達障害や精神障害の学生支援は更に専門的知識が求められるため、新たな体制組織作りが必要になってきている。</p> <p>Action: 今後どうするのか。伸長策、改善策は何か 後期新中期計画において、発達障害や精神障害のある学生支援体制や組織について提案し「素案」として報告されている。今後は大学の施策として計画することになる。</p> <p>その他</p>	☆
目標2	A	<p>Do: 目標を達成するために、目標を設定した年度以降、どのようなことを、誰が、どのようにして、どれだけ取り組んできたか 2010年度の新中期計画として「教務部キャンパス自立支援課」と「学生部学生支援センター」の事務統合を提案したが、その計画の中に2012年度以降西宮上ヶ原キャンパスと神戸三田キャンパスにおけるカウンセラー(嘱託職員)を2名増員することが承認されたため、これに基づく人事申請によって配置することとなった。</p> <p>Check: 結果はどうであったか。良かった点・効果が上がった点は何か。課題・改善点は何か 2013年度からカウンセラー2名の増員することができた。2011年度の公募、選考では適格者の採用に至らず、2012年度に公募し応募者から適格者を2名採用決定することができた。</p> <p>Action: 今後どうするのか。伸長策、改善策は何か 在籍する学生数が増加しており、これに伴い相談件数も年々増加傾向にある。そのため現行の嘱託職員の契約(週4日勤務)を見直し新たな契約(週5日勤務)を可能にすることを計画している。後期新中期計画に提案し実施計画となっている。</p> <p>その他</p>	☆
目標3	B	<p>Do: 目標を達成するために、目標を設定した年度以降、どのようなことを、誰が、どのようにして、どれだけ取り組んできたか キャンパス自立支援室のコーディネータや学生支援相談室のカウンセラーは、専門的知識や技能が必要であり、絶えず研鑽することが求められる。個人の研鑽努力の他、学生相談に関する学会への参加や発表、日本学生支援機構やPEPNet-Japanが主催する研修会等への参加や発表を通じ資質の向上を期待している。ほぼ全員のコーディネータやカウンセラーが必要な学会や研修会に参加できている。</p> <p>Check: 結果はどうであったか。良かった点・効果が上がった点は何か。課題・改善点は何か 本学のコーディネータやカウンセラーは学会や研修会において、発題者として成果を発表する機会も多くなり、資質の向上・能力育成を着実に進めているといえる。しかし全員がそのような状況ではなく、それぞれ得意とする専門分野が異なり、必要とする能力にも差がある。</p> <p>Action: 今後どうするのか。伸長策、改善策は何か 学会や研修会への参加は、コーディネータやカウンセラーの能力育成にとって必要不可欠であり、またできるだけ能力差をなくすために、今後も積極的に参加を促す。</p> <p>その他</p>	☆

目標4	B	<p>Do: 目標を達成するために、目標を設定した年度以降、どのようなことを、誰が、どのようにして、どれだけ取り組んできたか          キャンパス自立支援室の事例検討会は、日頃コーディネータが対応に苦慮している事項について総合支援センター委員から指導助言を受け、適切な支援に活かすことを目的に原則月1回を予定している。しかし授業期間中コーディネータが現場を離れ、全員が集まり定期的に事例検討会を開催することは難しいため、緊急を要する場合はその都度専門の教員と相談している。          学生支援相談室の事例検討会はカウンセラーが対応事例を報告し、総合支援センター委員が専門的立場で指導助言を行うことにより、その後の学生相談に活かすことを目的に原則月1回定期的に開催することができている。</p> <p>Check: 結果はどうであったか。良かった点・効果が上がった点は何か。課題・改善点は何か          キャンパス自立支援室の事例検討会では、発達障害学生支援、精神障害学生支援の課題が多くなる傾向にあり、その都度専門の教員と連携相談しているが、障害特性から特定のコーディネータ(発達障害の知識がある者)の支援に頼ることが多く、そのため期限のあるコーディネータが、継続して相談対応ができなくなるため雇用形態の改善が必要である。また、今後は保健館の精神科医との連携が必要になってくる。          学生支援相談室の事例検討会は、複雑化、深刻化する相談事例を通じ全員で対応を共有できる点で重要である。また、相談事例が継続するケースが多くなっていることや、危機対応の必要なケースも増加傾向にあるため、危機対応できる体制を整えることが必要である。</p> <p>Action: 今後どうするのか。伸長策、改善策は何か          「障害者差別解消法」(2013年度国会承認、2016年度施行)に示されている「合理的配慮」に基づく障害学生支援を適切に行うために、本学の「ガイドライン」を制定し、事例検討会においてこれを基準に、より適切な支援を構築する。また、発達障害・精神障害のある学生に対する支援充実のため、専門的で継続性のある人員と雇用制度、支援体制を提言する。          学生支援相談室の相談事例で、危機対応の必要なケースに対応するために、後期新中期計画に専任の教員を配置し適切な対応が取れる体制を提案している。</p> <p>その他</p>	☆
目標5	C	<p>Do: 目標を達成するために、目標を設定した年度以降、どのようなことを、誰が、どのようにして、どれだけ取り組んできたか          総合支援センター連絡会の開催は、年間を通じ6回程度の開催である。総合支援センター連絡会ではキャンパス自立支援室の取り組み状況、学生支援相談室の相談状況を報告している。職員が議事資料を準備しているが、コーディネータ、カウンセラーから必要な報告事項を聴取し、情報共有することができるよう配慮している。</p> <p>Check: 結果はどうであったか。良かった点・効果が上がった点は何か。課題・改善点は何か          2011年度からキャンパス自立支援室と学生支援相談室が事務統合し、必要な情報を総合支援センター連絡会を通じ、共有することが出来るようになった。総合支援センター連絡会では守秘義務を遵守することが重要であるため、個別の事例について具体的に全体で共有することには限界がある。</p> <p>Action: 今後どうするのか。伸長策、改善策は何か          総合支援センター内の情報共有について、学生にとって利益になるよう配慮しながら、集団守秘義務を定めることにより、総合支援センター連絡会で個別の事例について協議・懇談できるよう改善する。</p> <p>その他</p>	☆
備考			☆